

**責任共有
対象外** 青梅市小口零細企業保証資金融資制度
(国の全国統一制度)

ご相談・
お問合せは

- ① 青梅商工会議所／中小企業相談所 TEL 23-0113
- ② 青梅市役所商工観光課 TEL 22-1111

制度名	融資の条件	融資の対象者	資金用途	貸付限度額	保証限度額	融資期間 & 返済方法	保証
運転資金		市内に住所があり 1年以上事業を営み、 市税を滞納していない 中小企業者および団体 で、常時使用する従業員 の数が以下のとおり であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●商品・材料仕入 ●買掛金 ●手形決済 ●諸経費支払い 等 	1,000万円	※本申請と既に ご利用いただいている 信用保証付の 融資残高との合計が 2,000万円以内 となることが 必要	7年以内 (据置期間6ヶ月含む) 元本均等償還	信用保証協会の 保証があること ◆保証料の全額を補助 (100円未満切捨て) 1/2の額を青梅市、 1/2の額を東京都が 補助します。
設備資金		<ul style="list-style-type: none"> ●商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業以外) ……5人以下 ●その他 ……20人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・店舗の増改築 ●機械類の購入等 設備の設置改善 (未着手の設備に限る) 	1,250万円		10年以内 (据置期間6ヶ月含む) 元本均等償還 ※減価償却期間内	◆繰り上げ償還 の場合は、 返戻保証料の返還が 発生します。
小口緊急 対策資金			<ul style="list-style-type: none"> ●小口緊急対策的 運転資金 	500万円		7年以内 元本均等償還	
<p>※ 申込人の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいること。 ②市議会議員の選挙権を有すること。(法人は除く) ③すでに納期を経過した分のすべての市税を完納していること。 ④市からの中小企業振興資金の融資を受けている場合は、延滞金の事故がないこと。 ⑤信用保証協会の保証を付けること。(法人の場合、原則として代表者の保証を要する。) ⑥手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。 ⑦設備資金等については原則として未着手の施設であること。 ⑧既に設備資金の利用残高がある場合、 融資実績2/3以上の返済が必要。 							
<p>融資実行取扱い金融機関</p> <p>※金利は別紙をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●青梅信用金庫／本店・中町支店・千ヶ瀬支店・河辺支店・青梅東支店 ●りそな銀行／東青梅支店・河辺支店 ●西武信用金庫／河辺支店・千ヶ瀬支店・三ツ原支店・小作支店 ●きらぼし銀行／青梅支店 ●東京厚生信用組合／青梅支店 ●飯能信用金庫／青梅東支店 ●多摩信用金庫／羽村支店 ●山梨中央銀行／羽村支店 							

◎お申込は 青梅商工会議所：中小企業相談所へ

《平成30年5月》

青梅市小口零細企業保証資金融資制度 必要書類一覧

①、②共…○必須 △該当する場合、必要

① 運転資金融資を申込み場合の必要書類 ※小口緊急対策資金融資も同様

窓 口	青梅 商 工 会 議 所		申 請 者		法務局	市 役 所 (市 民 税 課 ・ 収 納 課)					申請者	
	必要書類	申込書	情報提供同意書	個人収支内訳書		決算書 申告書	試算表	登記簿 謄本	納 税 証 明 書			住民票
法人	法人	○	○		○	○	○	△	△			△
	代表者			○	△	△	△	△	△	△	△	△
個人	代表者			○	○	△	△	△	△	△	△	△

- 必要な納税証明書は市町村税ですので、全て市役所にて取得できます。(取得可能な最新年度のものを)
 - 青梅市の場合、課税証明書は「市民税課市民税係」にて取得してください。市都民税・固定資産税・償却資産税・軽自動車税の「納税証明書」は「収納課管理係」にて取得してください。
 - 市外での課税がある場合、課税証明書・納税証明書はそれぞれの市区町村にて取得してください。
 - 試算表・登記簿謄本・証明書類は3ヶ月以内に発行されたもの。
 - 登記簿謄本および納税証明書は原本を提出。
 - 決算書・申告書は直近の1期分をコピーで提出(法人の場合は、勘定科目明細書を含む)。
 - 決算後半年を経過した場合、試算表が必要。(法人の場合)
 - 固定資産税納税証明書は、不動産を所有していない場合は不要。
 - 軽自動車税納税証明書は、軽自動車・原付などを所有していない場合は不要。
 - 住民票は市外在住の場合のみ必要。
 - 許可証は許認可を要する業種の場合、そのコピーが必要。
 - 設備資金について、カタログが用意できない場合は購入物についての外観、性能等の概略を事業計画書に明記すること。
 - 車両購入の場合は、作業車が対象になります。(4ナンバーか1ナンバーの貨物車)
 - 機械設置・店舗改装などの場合、図面は必須。
 - 設備の場合、工場関係は、市役所環境政策課の認定が必要です。工場認可変更届出の必要があるかの確認および、該当する場合の工場認可番号の明記は必須。
- ※設備資金は実行後、施設完成届の提出が必要で、それに基づき施設完成確認を行います。



② 設備資金融資を申込み場合の必要書類

※設備資金融資の申請者は上記①の表の書類に加え、右記の書類も必要です。

窓 口	設 備 資 金 申 込 の 場 合					
	青梅商工 会議所	申 請 者				
必要書類	事業 計画書	見積書	図面	カタログ	建築 確認書	工場 認可書
法人	法人	○	○	△	△	△
	代表者					
個人	代表者	○	○	△	△	△